

関係団体の長 殿

藤沢労働基準監督署長

墜落死亡災害の防止対策の強化について(緊急要請)

日頃から労働行政の推進について、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、当署管内における本年の死亡災害の発生状況ですが、5月末までは0名でしたが、6月下旬に2件立て続けに発生しています。

6月28日には工場内において、トラックの荷台上で作業していた労働者が約2.3m墜落して死亡し、6月29日には民家の解体作業現場で労働者が高さ約4.7m墜落して死亡する災害が発生しています。また、当署管内においては上記以外にも6月20日以降、いわゆる「一人親方」とされる者の死亡災害を含め、複数の墜落災害が発生しています。

これらの多くは墜落防止対策が不十分な状態で作業が行われていたことが原因で発生したと考えられ、当署管内における安全水準の低下が懸念されるものです。

本年は、第13次労働災害防止推進計画の最終年に当たります。残念ながら当署の目標とした令和4年の死亡労働者0人は達成することができませんでしたが、これ以上の墜落死亡災害を発生させないために下記の取り組みについて実施していただきますよう、貴団体の会員事業場に周知していただきたく要請いたします。

記

- 1 企業のトップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施し、墜落危険箇所の総点検を実施し、必要な措置を講じること。
- 2 作業計画、作業手順書の作成、見直しを行い十分な墜落防止対策を講じたうえで作業を実施すること。
- 3 高所作業を行う場合、保護帽、要求性能墜落制止用器具の着用状況について点検すること。
- 4 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底し、労働者の危険に対する意識を高めること。

・要請先関係団体

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会藤沢支部

建設業労働災害防止協会神奈川支部湘南分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部湘南分会

令和4年7月1日付け緊急要請にかかる墜落災害について

藤沢労働基準監督署

No	発生日時	概要
参考	令和4年6月11日 【設備工事】	配管の耐圧試験中、常用使用圧力まで配管内部を昇圧中(窒素充填)に、内圧によりダクトの一部が押し出され、付近でダクトの状況を確認していた作業員2名のうち、1名が衝撃により脱落した足場の作業床の開口から下層に墜落し、胸部や膝を骨折した。もう1名は飛散した部材の一部があたり、裂傷を負った。
1	令和4年6月20日 【軽量鉄骨造】	建築物外周に設置されたクサビ形足場(高さ約9m、5層)を解体する作業を労働者4名で行っていた。足場各層に労働者を配置し、上層から解体した足場材を地上まで受渡す作業を行っていた。被災者は3層目で上層の同僚労働者が取り外した部材を受取り、2層目の労働者に渡す作業を行っていたが、部材の受渡しを行った直後、約6m下の地面に墜落し、大腿骨骨折、肋骨骨折等を負った。
2	令和4年6月21日 【木造建築】	一般住宅の新築工事現場で、屋根工事を請負っていた事業者(いわゆる「一人親方」)が一側足場(ブラケット足場)上で部材の引き上げ作業を1名で行っている際に、足場2層目又は3層目(高さ約4m)から墜落し、頭部を強打したことにより死亡した。
3	令和4年6月21日 【木造建築】	被災者は、屋根の上で瓦の積み直し作業を行っていた時に、降雨により濡れた瓦に足を滑らせて、屋根の上を滑るように落ち、足場に備え付けられていた落下防止ネットを突き抜けて8メートル下に墜落し、貫通創、打撲等を負った。 なお、屋根上には、親綱等が設置されていなかった。
4	令和4年6月28日 【資材の搬出】	被災者は、同僚作業員と貨物自動車に金属切削加工屑を積み込む作業をしていた。同僚作業員がフォークリフトで廃材置場から鋼製の箱に入れられた金属切削加工屑を運搬し、荷台上に投入し、被災者が荷台上でこれを均す作業を行っていたところ、被災者が荷台上より墜落し、死亡した。
5	令和4年6月29日 【解体工事】	民家の解体工事現場において、被災者が仮囲い(単管で組み立てたもの。単管の直径は約5cm。)の上で、シート取付け具合を確認中に約5m下の地面に墜落し、頭部を強打したことにより、死亡した。

墜落・転落による労働災害防止のための基本的な措置である、保護帽(ヘルメット)の着用、要求性能墜落制止用器具(ハーネス型安全帯等)の使用を徹底してください。